平成２７年（フ）第１５３号
千葉県松戸市松戸新田530番地の４　エスポワール上本郷１号室
破産者　今井　俊三
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１７７号
千葉県松戸市松戸2298番地の10　ヒルトップ静山302号
破産者　小島　　拓
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２３１号
千葉県鎌ケ谷市丸山２丁目４番４号　（レオパレス丸山Ⅱ　107号）
破産者　古舘　朋幸
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２３６号
千葉県松戸市上本郷438番地の１　北松戸第２ローヤルコーポ304号
破産者　高野　優子
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２４１号
千葉県柏市みどり台４丁目12番11号
破産者　小笠原　誠
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１４８６号
東京都世田谷区桜新町２丁目９番２号
破産者　株式会社アヴィススポーツ
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８３７号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目25番８号　エコプレイス新宿411
破産者　太陽川崎三光水産株式会社
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２号
岐阜県下呂市萩原町羽根2677番地の７
破産者　萩原ホンダ株式会社
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第５７７号
大阪府東大阪市中新開１丁目６番13号
破産者　ウエスコム株式会社
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０５２号
堺市北区東浅香山町１丁19番９号　Ｋ＆Ｓビル
破産者　株式会社ミツワ工業
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０７４号
大阪府東大阪市長田中５丁目３番１号
破産者　株式会社岩城器材
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３０８号
大阪市西区江戸堀１丁目19番10号
破産者　株式会社バウンド
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４４８号
大阪市北区梅田１丁目１番３号
破産者　有限会社トータル・クリエイト
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３０１号
大阪市中央区北浜２丁目２番22号　北浜中央ビルＢ２
破産者　株式会社ドリームロードＭＧ
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２号
高知県幡多郡黒潮町伊田2121番地
破産者　仲好建設株式会社
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第１７８号
大分市大字鴛野1564番地の１
破産者　有限会社エコ・ハウジング
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１７９号
大分市大字中判田2038番地の109
破産者　株式会社エコル
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４４９８号
東京都台東区東上野３丁目28番６号
破産者　株式会社ジャパンアート社
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８１号
東京都東大和市新堀１丁目1432番地の19
破産者　今井　信夫
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４８６号
東京都国立市富士見台２丁目23番地の７グレース・エステート405、住民票上の住所東京都立川市富士見町１丁目７番17号コーポマグノリア303号
破産者　吉本　頼光
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２８号
横浜市保土ケ谷区西谷町695番地２ユナイト西谷ロンバルディアの杜102号室
破産者　一般社団法人日本文化芸術機構
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８７号
東京都杉並区松庵１丁目７番25号
破産者　有限会社アサンテ
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部